平成２９年（フ）第１６０７号
大阪府東大阪市渋川町３丁目４番27号　フローラルハイツ　１－Ｄ号
債務者　山本ひとみ
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６１１号
大阪府豊中市上野西３丁目19番84号
債務者　難波　智子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６１２号
大阪市西区川口３丁目９番２－1303号
債務者　岩村　美香
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６２０号
大阪府大東市寺川３丁目11番１号　リッチハウス101号
債務者　芥川　由衣
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６２４号
大阪市大正区千島２丁目４番１－710号
債務者　長倉　好惠
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６２９号
大阪府枚方市津田元町２丁目64番15－22号
債務者　米田　和寛
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６３４号
大阪市西成区中開２丁目２番20号
債務者　小林　晴美
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６５号
奈良県生駒市南田原町1140番地４
債務者　杉本　麻緒
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第９０号
奈良県天理市別所町359番地１　メゾン萩村204号室
債務者　植村　正博
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第９１号
奈良県大和郡山市箕山町12番35号
債務者　矢野　光一
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第９９号
奈良県天理市前栽町116番地１　センチュリー上田208
債務者　楠　　佳彦
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第４１号
香川県高松市国分寺町国分636番地１　305
債務者　大廣　忠史
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２５号
福岡県嘉麻市口春664番地６　Ｎパラッツオ103号
債務者　中嶋恵美子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第２８号
福岡県嘉麻市牛隈2620番地１　嘉穂北区団地239号
債務者　秋枝　久人
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第６７号
沖縄県豊見城市字高安935番地　新垣アパートＢ－203号
債務者　平　　美穂
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第５５号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形1321番地３
債務者　春木　友和
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第７３号
埼玉県羽生市大字稲子190番地２
債務者　千田　弘行
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第７４号
埼玉県羽生市大字稲子190番地２
債務者　千田佐智子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部